

## いじめ防止対策の強化について（14の検討項目 ※） 対応状況フォローアップ表

（※令和4年11月24日 いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議において決定）

【資料1】

Ⅰ 14の検討項目のフォローアップについて

〈早期に対応すべき検討項目〉

（※R4）年末（※R5）年始をメドに対応：

再徹底関連	これまで（～R6.2月）に対応済み （具体的な施策・取組等を記載）	R6.3月以降の対応予定 （具体的な施策・取組等を記載）
<p>1. 犯罪行為が疑われる場合の警察連携の徹底など、関係機関との連携の強化</p>	<p>①【文】「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日文科科学省初等中等教育局長通知）を各都道府県教育委員会等に発出し、犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや児童生徒への指導・支援の充実等、取組の徹底を求める事項について周知。</p> <p>②【文】生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、上記通知の趣旨について説明を実施し、警察をはじめとする関係機関との連携の徹底・強化について依頼。</p> <p>③【警】「いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携等の徹底に関する留意事項について（通達）」（令和5年2月9日警察庁生活安全局人身安全・少年課長通達）を発出し、学校との連携や積極的な対応の推進の継続を都道府県警察に指示。</p> <p>④【警】警察官OB等の非常勤職員を警察署等に配置している「スクールサポーター」の制度を活用し、担当する学校への訪問活動（必要に応じて常駐）を行い、校内の巡回、いじめ問題等に関する学校の対応についての助言などを通じての警察と学校との緊密な連携を継続（令和5年4月現在、44都道府県、約850人配置）。</p> <p>⑤【警】いじめ問題を始めとした非行防止等について情報交換の上、具体的な協議を行う場としての警察と学校の連絡協議会設置を継続（令和5年4月現在、全都道府県、約2,400協議会を設置）。</p>	<p>①来年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から、通知でも求めている「学校警察連絡員の指定等を実施しているか」等について、各教育委員会等における取組状況を把握する予定。</p> <p>②生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、通知の趣旨等について説明を実施し、警察をはじめとする関係機関との連携の徹底・強化について依頼。</p> <p>③学校との連携や積極的な対応の推進を令和6年3月以降も継続。</p> <p>④スクールサポーターの制度を活用した学校との連携を令和6年3月以降も継続。</p> <p>⑤警察と学校の連絡協議会設置を令和6年3月以降も継続。</p>
<p>2. 被害児童生徒・保護者へのケアと加害児童生徒への指導・支援方策</p>	<p>①【文】上記通知（令和5年2月7日初等中等教育局長通知）において、被害児童生徒への対応では、適切なアセスメントを行い、二次的な問題の発生を防ぎ、傷ついた心のケアを行うことが重要であること、加害児童生徒への対応では、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させることが必要であることを示しており、その趣旨について教育委員会等に対して周知を実施。</p> <p>②【文】様々な困難や課題を抱えた児童生徒が増加する状況を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実（R5補正：約7億円、R6予算案：約84億円）など、教育相談体制の強化を実施。</p> <p>③【法】法務少年支援センター（少年鑑別所）において、いじめも含めた家庭、学校等での困りごとなどの心理相談（問題行動、非行・犯罪の防止を専門）を実施しているところ、上記通知（令和5年2月7日初等中等教育局長通知）を踏まえ、全国の法務少年支援センターに対し、所在地域に対応する教育委員会や学校等に出向いて、実施可能な支援の説明や、依頼がなされた場合の対応について意見交換を行うことなどを指示。</p> <p>④【警】被害児童生徒の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、カウンセリング等の継続的な支援を実施することを都道府県警察に通達で指示済み。</p>	<p>①生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、通知の趣旨等について説明を実施し、被害児童生徒への支援や加害児童生徒への指導・支援の徹底を依頼。</p> <p>②引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実など、教育相談体制の強化を実施。</p> <p>③法務少年支援センター（少年鑑別所）において、引き続きいじめも含めた家庭、学校等での困りごとなどの心理相談（問題行動、非行・犯罪の防止を専門）を実施。</p> <p>④特に必要と認められる場合における少年補導職員等によるカウンセリング等を令和6年2月以降も継続。</p>

3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発方策	①【文】上記通知（令和5年2月7日初等中等教育局長通知）において、「学校いじめ防止対策基本方針」について、学校ホームページに掲載することや、入学説明会や保護者会等の機会を通じて説明を実施すること、見直しを行う際には保護者や地域の参画を積極的に促すことが望ましいこと等を示しており、その趣旨について教育委員会等に対して周知を実施。	①生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、通知の趣旨等について説明を実施し、保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有することが出来る仕組みづくりを促す。
4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用等・文科省による厳格な指導	①【文】上記通知（令和5年2月7日初等中等教育局長通知）において、地方公共団体は、法に定めるいじめの重大事態が認められる場合には、速やかに総合教育会議の開催等を通じ、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応することを求めている旨について教育委員会等に対して周知を実施。 ②【文】「『令和の日本型学校教育』を推進する地方教育行政の充実に向けて」（令和5年7月19日調査研究協力者会議報告書）に、都道府県・市町村における取組の方向性として、いじめ重大事態に係る措置をはじめとする緊急の場合に講ずべき措置について、速やかに総合教育会議等で協議・調整を行い、確実に首長と教育委員会が連携して対応することを明記するとともに、全国の教育委員会の対し報告書内容に関する事務連絡を発出した他、各種行政説明の際に説明する等、周知徹底を図った。	①生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、通知の趣旨等について説明を実施し、地方公共団体と教育委員会との連携体制の構築を促す。 ②引き続き、いじめ重大事態に係る措置をはじめとする緊急の場合に講ずべき措置について、速やかに総合教育会議等で協議・調整を行い、確実に首長と教育委員会が連携して対応すること等の周知・徹底をはかる。

(※R5)年明けをメドに検討に着手し、(※R4)年度内メドに結論を得たものから 順次実施： <b>重大事態関連</b>	これまで（～R6.2月）に対応済み （具体的な施策・取組等を記載）	R6.3月以降の対応予定 （具体的な施策・取組等を記載）
5. 重大事態の認知から調査開始までの迅速な処理に向けた検討	①【こ、文】「いじめ防止対策協議会」において、いじめの重大事態調査の円滑かつ適切な実施に向けたガイドラインの改定を行うべく、重大事態調査や調査組織のあり方、調査の進め方等について検討を実施中。 ②【文】いじめ重大事態が発生した際にいじめ防止対策推進法等において求められる基本的な事項についてチェックリストを作成し、「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態への適切な対応等の徹底について（通知）」（令和5年7月7日文科省初等中等教育局児童生徒課長及び総合政策局教育人材政策課長通知）等により、附属学校を置く国立大学法人のほか、各教育委員会等に周知するとともに、本チェックリストの活用を求めた。 ③【こ】いじめ重大事態調査の第三者性確保の観点から、令和5年9月5日付けで法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家8人をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して助言。（助言件数7件（令和6年2月末時点））	①引き続き、「いじめ防止対策協議会」において、いじめの重大事態調査の円滑かつ適切な実施に向けたガイドラインの改定を行うべく、重大事態調査や調査組織のあり方、調査の進め方等について検討を実施。 ②生徒指導担当者向けの研修会や教育委員会等が主催する研修会への講師派遣等を通じて、引き続き、通知等の趣旨について説明を実施し、いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態への適切な対応等の徹底を求める。 ③いじめ調査アドバイザーへの相談を行った自治体等に対するアンケート調査の実施や、いじめ調査アドバイザーとの意見交換会を実施し、より効果的な取組となるよう運用改善も行いつつ、令和6年度も引き続き事業を実施。 いじめ重大事態調査委員会の第三者委員の人選に資するよう、いじめ調査アドバイザーや職能団体等と相談を行い、職能団体等からの人選に係る手続き等の情報を都道府県ごとに整理するとともに、職能団体等に働きかけ、第三者委員となり得る者に対して、いじめ重大事態調査に係るガイドライン等の周知を含め、重大事態調査に関する情報の提供を行う仕組みづくりを検討する。

<p>6. 専門家による重大事態調査等に関する助言方法</p>	<p>①【こ】 いじめ重大事態調査の第三者性確保の観点から、令和5年9月5日付けで法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家8人をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して助言。（助言件数7件（令和6年2月末時点））[再掲]</p>	<p>①いじめ調査アドバイザーへの相談を行った自治体等に対するアンケート調査の実施や、いじめ調査アドバイザーとの意見交換会を実施し、より効果的な取組となるよう運用改善も行いつつ、令和6年度も引き続き事業を実施。[再掲]</p> <p>いじめ重大事態調査委員会の第三者委員の人選に資するよう、いじめ調査アドバイザーや職能団体等と相談を行い、職能団体等からの人選に係る手続き等の情報を都道府県ごとに整理するとともに、職能団体等に働きかけ、第三者委員となり得る者に対して、いじめ重大事態調査に係るガイドライン等の周知を含め、重大事態調査に関する情報の提供を行う仕組みづくりを検討する。[再掲]</p>
<p>7. 重大事態に関する国への報告（任意）による状況把握の仕組み</p>	<p>①【こ、文】 「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（令和5年3月10日文科科学省児童生徒課事務連絡）に基づき、令和5年4月よりいじめの重大事態について報告をもとめ、重大事態の発生時から進捗を確認し、必要な支援や助言を実施することや、調査報告書を収集・分析し、国における政策立案に活用している。</p>	<p>①引き続き、いじめの重大事態について報告をもとめることにより、重大事態の発生時から進捗を確認し、必要な支援や助言を実施することや、調査報告書を収集・分析し、国における政策立案に活用していく。</p>
<p>8. 重大事態調査における課題抽出に向けた報告書の分析方法の検討</p>	<p>①【こ、文】 文部科学省及びこども家庭庁において、各学校の設置者等から収集した調査報告書を基に、調査項目、調査期間、報告書のページ数や再発防止策の分析などを進めるとともに、「いじめ防止対策協議会」に分析状況を報告し、効果的な分析方法や重大事態調査の適切な運用等について検討を実施中。</p>	<p>①「いじめ防止対策協議会」において、重大事態調査報告書の分析状況について報告を行う（<a href="https://www.mext.go.jp/content/20231211-mext_jidou02-000032953_04.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20231211-mext_jidou02-000032953_04.pdf</a>）とともに、引き続き、提供された重大事態報告書の分析を進め、より効果的な分析方法や重大事態調査の適切かつ円滑な実施に向けた検討に活用していく。</p>

〈今後対応すべき検討項目〉	これまで（～R6.2月）に対応済み	R6.3月以降の対応予定
結論を得たものから順次実施：全体見直し関連	（具体的な施策・取組等を記載）	（具体的な施策・取組等を記載）
<p>9. ネットいじめについての対応強化に向けた方策検討</p>	<p>①【文】インターネット上のいじめへの教職員等の対応の強化に資するため、教職員の研修・普及啓発や、入学説明会・保護者会等で保護者に対する説明に使用することが出来る動画教材を今年度に作成し、各教育委員会担当者等に対して周知を実施。</p> <p>②【こ、文】「こども若者★いけんぶらす」を活用したいじめ・不登校に関するアンケート調査において、「ネットいじめ」に係る設問を設定し、こどもの意見を聴取。</p> <p>③【総】インターネット上の書き込みのうち、プライバシー侵害や名誉棄損といった権利侵害に該当するものについて、プロバイダに対して発信者の情報開示を求めるための手続等を定めるプロバイダ責任制限法を整備・運用。</p> <p>④【総】違法・有害情報相談センターを設置・運営し、青少年含め、インターネット上に流通した情報による被害に係る相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を実施。</p> <p>⑤【総（文）】ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上を図るため、インターネットトラブル事例集の作成や出前講座(e-ネットキャラバン)の実施、誹謗中傷防止に係る動画の作成等を実施。</p> <p>⑥【法】法務省の人権擁護機関においては、インターネット上の投稿による人権侵害など、人権に関する相談を受け付ける窓口（人権相談窓口）を設置し、相談に応じており、相談者の意向に応じ、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求や削除依頼の方法について助言を行ったほか、違法性を判断した上でプロバイダ等に対する削除要請を行った。</p> <p>⑦【法】主に小中学生を対象に、いじめ等のこどもの人権問題について考えてもらうため、人権擁護委員が中心となって人権教室を実施（令和4年度延べ約83万人）しており、その中で、SNSを使用したいじめなどインターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室も実施。</p> <p>⑧【警】インターネット上のいじめを把握した場合には、他のいじめと同様に状況に応じ、迅速な捜査等の着手、被害児童生徒の保護・支援を行うほか、いじめ防止を主眼とした非行防止教室を学校等と連携して開催するよう都道府県警察に通達で指示済み。</p> <p>⑨【こ（警、総、法、文、経）】令和5年2月から5月にかけて、関係省庁、民間企業、関係団体等と連携し、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開した。</p>	<p>①生徒指導担当者向け研修会や教育委員会等への講師派遣等の機会に動画教材を活用し、ネットいじめへの対応として求められる事項について、周知・徹底を図る。</p> <p>②当該アンケート調査の集計結果をこども家庭庁のHPに公表するとともに、聴取した意見の活用等を図る。</p> <p>③引き続き、プロバイダに対して発信者の情報開示を求めるための手続等を定めるプロバイダ責任制限法を整備・運用する。</p> <p>④引き続き、違法・有害情報相談センターを設置・運営し、青少年含め、インターネット上に流通した情報による被害に係る相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を実施。</p> <p>⑤引き続き、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上を図るための施策を実施。</p> <p>⑥引き続き、法務省の人権擁護機関においては、インターネット上の投稿による人権侵害など、人権に関する相談を受け付け、相談者の意向に応じ、相談者自身が行う削除依頼の方法等について助言を行うほか、違法性を判断した上でプロバイダ等に対する削除要請を行う。</p> <p>⑦引き続き、主に小中学生を対象に、いじめ等のこどもの人権問題について考えてもらうため、人権擁護委員が中心となって人権教室を実施し、その中で、SNSを使用したいじめなど、インターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室も実施。</p> <p>⑧状況に応じた迅速な捜査等の着手、学校等と連携した被害児童生徒の保護・支援及びいじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等を令和6年3月以降も継続。</p> <p>⑨引き続き、「春のあんしんネット・新学期一斉行動（令和6年2月～5月）」を実施する。</p>

10. リスクマネジメント力のある教育長の確保方策	①【文】 「「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議」の報告書において、教育委員会における危機管理体制の整備、リスクマネジメントに係る研修等を通じた教育長の知識・理解のアップデートの重要性について明記するとともに、全国の教育委員会の対し報告書内容に関する事務連絡を发出した他、各種行政説明の際に説明する等、報告書の内容について周知を実施。	①引き続き、教育委員会における危機管理体制の整備、リスクマネジメントに係る研修等を通じた教育長の知識・理解のアップデートの重要性について周知・徹底をはかる。
11. いじめ対応における「第三者性確保」の方策	①【こ】 いじめ重大事態調査の第三者性確保の観点から、令和5年9月5日付けで法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家8人をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して助言。（助言件数7件（令和6年2月末時点））[再掲]  ②【こ】 令和5年度から新たに、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、自治体の首長部局において、いじめの相談から解消まで関与する手法の開発・実証事業を開始。令和5年度当初予算に事業予算2億円を計上し、8自治体において実施するとともに、令和6年1月25日に成果報告イベントを実施。また、一般向けの広報啓発動画等を作成。 未実施地域への拡充や複雑困難な事案にも対応した多様なモデル構築など、地域におけるいじめ防止対策の体制構築のさらなる取組強化に向けて、令和5年度補正予算に事業予算約4億円を計上し、1月下旬から公募を開始。	①いじめ調査アドバイザーへの相談を行った自治体等に対するアンケート調査の実施や、いじめ調査アドバイザーとの意見交換会を実施し、より効果的な取組となるよう運用改善も行いつつ、令和6年度も引き続き事業を実施。[再掲] いじめ重大事態調査委員会の第三者委員の人選に資するよう、いじめ調査アドバイザーや職能団体等と相談を行い、職能団体等からの人選に係る手続き等の情報を都道府県ごとに整理するとともに、職能団体等に働きかけ、第三者委員となり得る者に対して、いじめ重大事態調査に係るガイドライン等の周知を含め、重大事態調査に関する情報の提供を行う仕組みづくりを検討する。[再掲] ②地域におけるいじめ防止対策の体制構築に係る令和5年度補正予算事業については、順次採択を行い、専門的助言や効果検証の伴走支援のためこども家庭庁が委託する民間団体の支援も得ながら、多様なモデル構築に取り組む。
12. 学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策	①【こ】 令和5年度から新たに、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、自治体の首長部局において、いじめの相談から解消まで関与する手法の開発・実証事業を開始。令和5年度当初予算に事業予算2億円を計上し、8自治体において実施するとともに、令和6年1月25日に成果報告イベントを実施。また、一般向けの広報啓発動画等を作成。[再掲] 未実施地域への拡充や複雑困難な事案にも対応した多様なモデル構築など、地域におけるいじめ防止対策の体制構築のさらなる取組強化に向けて、令和5年度補正予算に事業予算約4億円を計上し、1月下旬から公募を開始。[再掲]	①地域におけるいじめ防止対策の体制構築に係る令和5年度補正予算事業については、順次採択を行い、専門的助言や効果検証の伴走支援のためこども家庭庁が委託する民間団体の支援も得ながら、多様なモデル構築に取り組む。[再掲]

<p>13. 被害児童生徒へのケアの方策 (ICTも活用した積極認知の強化等)</p>	<p>①【文】 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の導入を推進するため、令和5年度補正予算において約10億円を計上。</p> <p>②【文】 様々な困難や課題を抱えた児童生徒が増加する状況を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実（R5補正：約7億円、R6予算案：約84億円）など、教育相談体制の強化を実施。</p> <p>③【法】 法務省の人権擁護機関においては、「こどもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」、「こどもの人権SOSミニレター」及び「LINEじんけん相談」といった、様々な相談ツールで人権相談を受け付けている。</p> <p>④【こ（警、総、法、文、経）】 「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」における重点課題の一つに「重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応」を挙げ、関係省庁、都道府県、協力・協賛団体等に対して啓発活動等を依頼するなどの取組を推進。</p>	<p>①順次採択を実施。児童生徒の心や体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知するため、また、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図るためのモデル構築を実施。</p> <p>②引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実など、教育相談体制の強化を実施。</p> <p>③引き続き、法務省の人権擁護機関においては、「こどもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」、「こどもの人権SOSミニレター」及び「LINEじんけん相談」といった、様々な相談ツールで人権相談を受け付けるほか、GIGAスクール端末から人権相談が可能となる仕組みを構築する予定。</p> <p>④引き続き、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（令和6年7月）」を実施する。（重点課題にいじめ問題の対応を挙げる。）</p>
<p>14. 学校教育におけるいじめ（や犯罪） についての学習の充実</p>	<p>①【文】 いじめの未然防止にも資するよう、学習指導要領に基づき、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」や「特別活動」を着実に実施。 道徳教育の充実に向けて、教師の授業改善を支援するための道徳教育アーカイブの充実や道徳科教科書の無償給与など、令和6年度予算案において約43億円を計上。</p> <p>②【文】 いじめを含む差別解消に向けた人権教育を推進するため、令和6年度予算案において約0.3億円を計上。</p>	<p>①引き続き、学習指導要領に基づき、「特別の教科 道徳」や「特別活動」を着実に実施するとともに、道徳教育アーカイブの充実を図るなど、いじめの未然防止教育を推進する。</p> <p>②引き続き、いじめを含む差別解消に向けて、人権教育の推進をはかる。</p>